

①『送りつけ商法』（一般・高齢者用）

出演・・・男、業者ABC（電話のみ）、配達員ABC（合唱団）

SE 電話

業者A もしもし、山田様ですか？

私、ハッピー健康食品のものです、

先日、お申し込みいただいた健康食品を発送させていただきます

男 健康食品？申し込んだ覚えはないんですが。

いや、家族が申し込んだのかなあ

とにかく申し込んでないんで送らなくて結構です。

業者A そう言われましても、

こちらは申し込んだ時の会話をテープに録音しているんです。

裁判になったら裁判所に提出しますよ

男 そんなこと言われてもこっちは身に覚えがないんだ、

裁判にするなら勝手にどうぞ！（電話を切る）

まったく、一体何なんだ！

SE 電話

業者B もしもし、山田様ですか？

私、ハッピージュースカンパニーのものです、

先日、お申し込みいただいた健康ジュースを発送させていただきます

男 そんなものに申し込んだことはありません！（電話を切る）

SE 電話

業者C もしもし、山田様ですか？

私、ハッピー健康器具コーポレーションのものです、

先日、お申し込みいただいた健康器具を発送させていただきます

男 知りません！送ってこないでください（電話を切る）

SE 電話

女 あなた、今日の晩御飯カレーでね、お肉は・・・

男 結構です！（電話を切る）

・・・ああ、今のは妻だった！

男 （悩む）本当に俺は頼んでないよなあ

実は頼んだのか？

無意識に？いやいやそんなわけは？

それとも家族の誰かが俺の健康を気遣って？

いやいや、それなら俺の会話も録音してるっていうのは

どうなる？

受け取るべきか、受け取らざるべきか？

それが問題だ！

SE ガーン

（男、止まる）

（暗転・ピンスポ）

（言ってやろー合唱団、男の周りを回る）

合唱 （言ってやろー言ってやろーの節で）

♪しーんばいばい しんばいばい

大丈夫 大丈夫

うーけとらなきや 大丈夫

（明転）

（男、動く）

男 何がなんだかわからなくなってきた

SE ピンポーン

男 はい！

配達A 山田様、ご注文の健康食品をお持ちしました！
こちらに受け取りの印鑑をお願いします。

男 いや、本当にこんなものを頼んだ覚えは・・・

SE ピンポーン

配達B 山田様、ご注文の健康ジュースをお持ちしました！
こちらに受け取りの名前をお願いします。

SE ピンポーン

配達C 山田様、ご注文の健康器具をお持ちしました！
こちらに受け取りのハンコをお願いします。

配達ABC 『急いでるんで早く受け取ってもらえますか？』

男 ああ、わかった！とり合えず受け取るよ。

(3つハンコを押す)

はい！はい！はい！

はあく、勢いでつい受け取ってしまった・・・

SE ガーン！

(男、止まる)

(暗転・ピンスポ)

(配達員(言ってやろー合唱団)、男の周りを回る)

合唱 (言ってやろー言ってやろーの節で)

♪ やーっちゃった やっちゃった

はーんこを 押しちゃった

うーけとったら おしまいだ

♪ せーつめいだ せつめいだ

配達A 今回のコントでもありましたが、

家族が注文したかも？と勘違いしたり、物忘れかもと不安になって、承諾してしまいそうになるかもしれません。

配達B 少しでもおかしいと思ったら、注文していない、とはっきりと断りましょう。

それでも商品が届いた場合は、お金を払わずに受け取りを拒否することができます。

配達C 受け取り拒否をする際は、送り状の事業者名、住所、電話番号を

控えておいて下さい。

また家族の人が受け取ってしまった場合でも、クリーニング・オフすることができません。

官製ハガキで契約解除通知を出せば大丈夫です。

書き方については、消費生活センターに相談して下さい。

配達員 ♪せ〜つめい終了だ せ〜つめい終了だ

皆様、くれぐれもお気をつけ下さい！

〜END〜